

# 「マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査」の概要

内閣府政府広報室

- 1 調査目的           マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
- 2 調査項目           (1) マイナンバー制度の認知度  
(2) マイナンバー制度に対する懸念  
(3) 個人番号カードの認知度  
(4) 法人番号の認知度  
(5) マイナンバー制度に対する期待
- 3 関係省庁           内閣官房（社会保障改革担当室）
- 4 調査対象           (1) 母集団 全国20歳以上の日本国籍を有する者  
(2) 標本数 3,000人  
(3) 抽出方法 層化2段無作為抽出法
- 5 調査時期           平成27年7月23日～8月2日
- 6 調査方法           調査員による個別面接聴取法
- 7 調査実施機関       一般社団法人 新情報センター
- 8 回収結果           (1) 有効回収数(率)   1,773人 (59.1%)  
(2) 調査不能数(率)   1,227人 (40.9%)  
    －不能内訳－  
        転居   114   長期不在   66   一時不在   449  
        住所不明   33   拒否   495   被災   14  
        その他   56  
        (病気など)

## 9 性・年齢別回収結果

性・年齢		標本数	回収数	回収率	性・年齢		標本数	回収数	回収率
				%					%
男    性	20～29歳	188	69	36.7	女    性	20～29歳	145	60	41.4
	30～39歳	203	92	45.3		30～39歳	212	112	52.8
	40～49歳	274	157	57.3		40～49歳	296	195	65.9
	50～59歳	245	142	58.0		50～59歳	257	180	70.0
	60～69歳	308	221	71.8		60～69歳	307	213	69.4
	70歳以上	271	165	60.9		70歳以上	294	167	56.8
	計	1,489	846	56.8		計	1,511	927	61.4

10 本報告書で結果を引用した過去の世論調査は次のとおりである。

【マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査】

	(標本数)	(有効回収数)
「マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査」		
平成27年1月調査	3,000人（20歳以上）	1,680人
「社会保障・税の番号制度に関する世論調査」		
平成23年11月調査	3,000人（20歳以上）	1,890人

※ なお、平成18年度以降実施した調査から、調査実施主体が「内閣府」であることを提示した上で実施している。

## 調査結果の概要

### 1 マイナンバー制度の認知度

#### (1) マイナンバー制度の認知度

マイナンバー制度について、知っていたか聞いたところ、「内容まで知っていた」と答えた者の割合が 43.5%、「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」と答えた者の割合が 46.8%、「知らなかった」と答えた者の割合が 9.8%となっている。

前回の調査結果（平成 27 年 1 月調査をいう、以下同じ）と比較して見ると、「内容まで知っていた」(28.3%→43.5%)、「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」(43.0%→46.8%)と答えた者の割合が上昇している。

都市規模別に見ると、「内容まで知っていた」と答えた者の割合は大都市で高くなっている。

性別に見ると、「内容まで知っていた」と答えた者の割合は男性で、「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。

年齢別に見ると、「内容まで知っていた」と答えた者の割合は 40 歳代で高くなっている。

(図 1, 表 1)

図1 マイナンバー制度の認知度

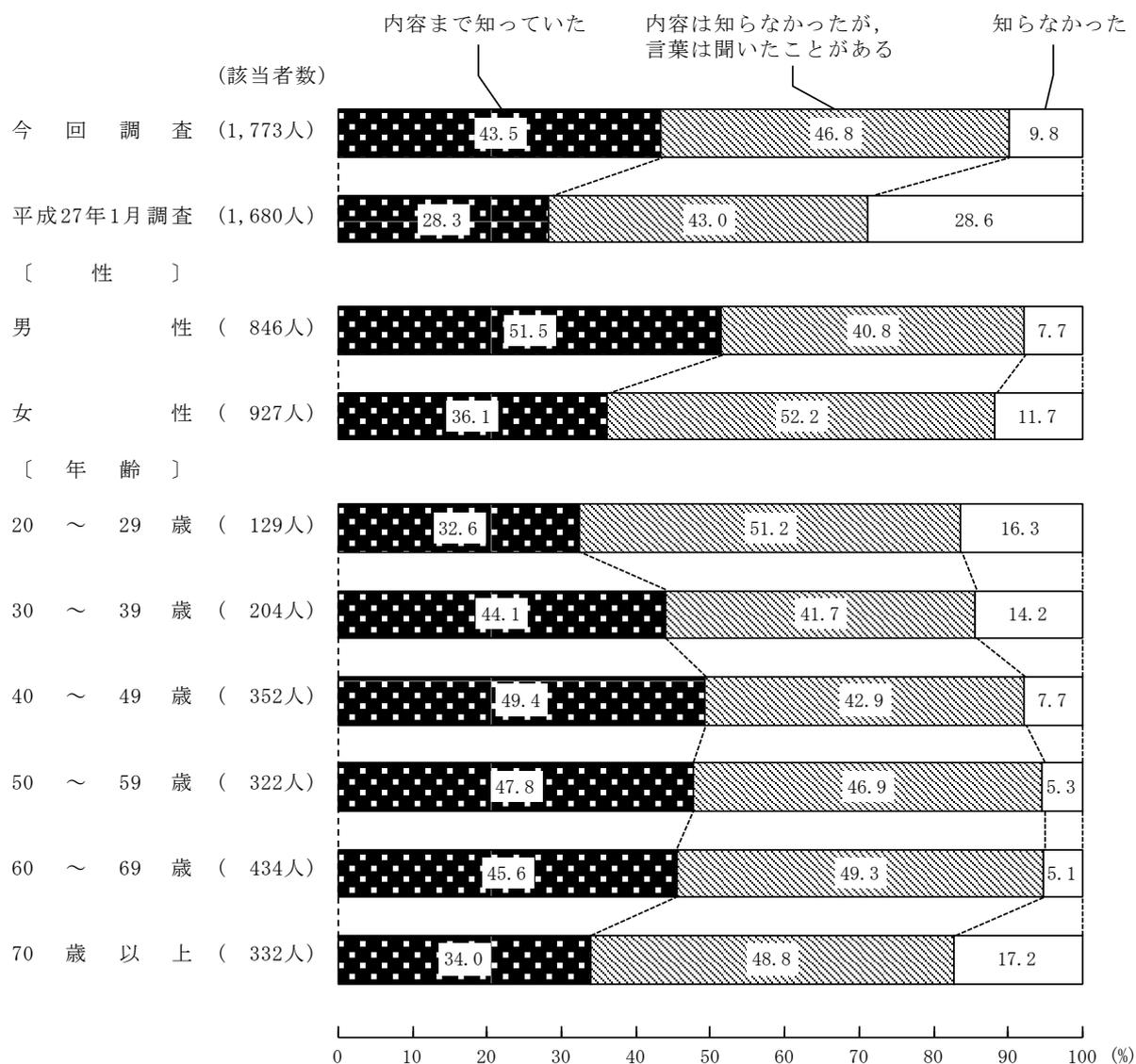


表1 マイナンバー制度の認知度

	該 当 者 数	内 容 ま で 知 っ て い た	は 内 容 は 知 ら な か つ た が、 言 葉	知 ら な か つ た
	人	%	%	%
総数	1,773	43.5	46.8	9.8
[都道府県別]				
東京都	455	52.3	40.4	7.3
大阪府	96	54.2	38.5	7.3
京都府	359	51.8	40.9	7.2
兵庫県	722	42.1	48.1	9.8
奈良県	412	38.1	49.8	12.1
和歌山県	184	39.1	50.5	10.3
[性別]				
男性	846	51.5	40.8	7.7
女性	927	36.1	52.2	11.7
[年齢別]				
20～29歳	129	32.6	51.2	16.3
30～39歳	204	44.1	41.7	14.2
40～49歳	352	49.4	42.9	7.7
50～59歳	322	47.8	46.9	5.3
60～69歳	434	45.6	49.3	5.1
70歳以上	332	34.0	48.8	17.2
[従業上の地位]				
雇用者	916	46.7	44.5	8.7
自営業者	148	44.6	47.3	8.1
家族従業者	58	25.9	69.0	5.2
無職	651	40.2	47.8	12.0
主婦	354	33.6	53.4	13.0
主夫	24	37.5	41.7	20.8
その他の無職	273	49.1	41.0	9.9
[職業別]				
管理・専門技術・事務職	490	54.1	40.2	5.7
管理職	68	72.1	25.0	2.9
専門・技術職	185	47.0	44.9	8.1
事務職	237	54.4	40.9	4.6
販売・サービス・保安職	334	43.4	46.7	9.9
農林漁業職	45	22.2	62.2	15.6
生産・輸送・建設・労務職	253	35.2	54.2	10.7

[参考] 番号制度の認知度

	該 当 者 数	内 容 ま で 知 っ て い る	内 容 は 知 ら な い が、 言 葉 は 聞 い た こ と が あ る	知 ら な い
	人	%	%	%
平 成 23 年 11 月 調 査	1,890	16.7	41.8	41.5

(注) 「あなたは、社会保障と税の番号制度について、知っていますか。この中から1つだけお答えください」と聞いている。

## 2 マイナンバー制度に対する懸念

### (1) マイナンバー制度に対する懸念

マイナンバー制度における個人情報の取扱いに関することで、最も不安に思うことは何か聞いたところ、「国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること」と答えた者の割合が 14.4%、「個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあること」と答えた者の割合が 34.5%、「マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること」と答えた者の割合が 38.0%となっている。

前回の調査結果と比較して見ると、「マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること」(32.3%→38.0%)と答えた者の割合が上昇し、「国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること」(18.2%→14.4%)と答えた者の割合が低下している。

性別に見ると、「国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること」と答えた者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること」と答えた者の割合は 60 歳代で、「マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること」と答えた者の割合は 40 歳代で、それぞれ高くなっている。(図 2, 表 2)

図2 マイナンバー制度に対する懸念

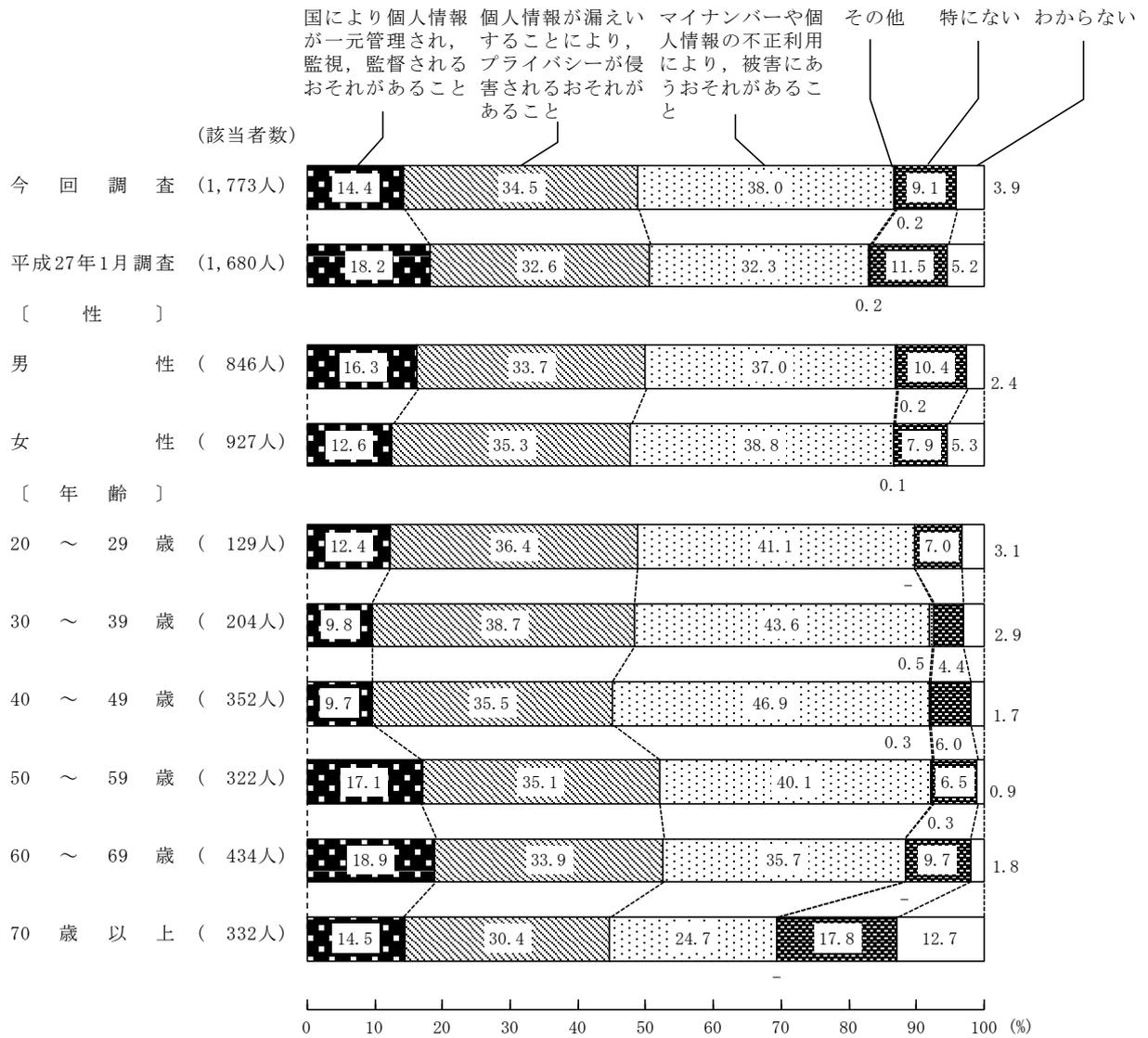


表2 マイナンバー制度に対する懸念

	該 当 者 数	視 、 監 督 さ れ る お そ れ が あ る こ と	国 に よ り 個 人 情 報 が 一 元 管 理 さ れ 、 監	こ ら 個 人 情 報 が 漏 え い す る こ と に よ り、 プ ラ イ バ シ ー が 侵 害 さ れ る お そ れ が あ る こ と	よ り、 マ イ ナ ン バ ー に あ う お そ れ が あ る こ と に よ り、 被 害 に あ う お そ れ が あ る こ と	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い
	人	%	%	%	%	%	%	%
〔総規模〕	1,773	14.4	34.5	38.0	0.2	9.1	3.9	
〔大都市圏〕	455	15.8	33.8	37.8	0.2	10.1	2.2	
〔東京都区部〕	96	25.0	30.2	27.1	1.0	13.5	3.1	
〔政令指定都市〕	359	13.4	34.8	40.7	-	9.2	1.9	
〔中核都市〕	722	14.3	36.3	36.7	0.1	8.6	4.0	
〔小都市〕	412	12.4	34.2	38.8	-	9.0	5.6	
〔町村〕	184	15.8	29.9	41.3	0.5	8.7	3.8	
〔性別〕								
〔男性〕	846	16.3	33.7	37.0	0.2	10.4	2.4	
〔女性〕	927	12.6	35.3	38.8	0.1	7.9	5.3	
〔年齢〕								
〔20～29歳〕	129	12.4	36.4	41.1	-	7.0	3.1	
〔30～39歳〕	204	9.8	38.7	43.6	0.5	4.4	2.9	
〔40～49歳〕	352	9.7	35.5	46.9	0.3	6.0	1.7	
〔50～59歳〕	322	17.1	35.1	40.1	0.3	6.5	0.9	
〔60～69歳〕	434	18.9	33.9	35.7	-	9.7	1.8	
〔70歳以上〕	332	14.5	30.4	24.7	-	17.8	12.7	
〔従業上の地位〕								
〔雇用地主〕	916	13.3	36.6	41.6	0.1	6.6	1.9	
〔自家営業者〕	148	20.9	33.8	29.1	0.7	12.8	2.7	
〔家族従業者〕	58	15.5	32.8	36.2	1.7	6.9	6.9	
〔無職〕	651	14.3	32.0	35.0	-	12.0	6.8	
〔主婦〕	354	11.9	33.1	38.1	-	9.9	7.1	
〔その他無職〕	24	25.0	37.5	25.0	-	12.5	-	
〔その他無職〕	273	16.5	30.0	31.9	-	14.7	7.0	
〔職業〕								
〔管理・専門技術・事務職〕	490	15.7	34.5	42.7	0.2	6.3	0.6	
〔管理職〕	68	22.1	33.8	36.8	-	7.4	-	
〔専門・技術職〕	185	12.4	31.9	47.0	0.5	7.0	1.1	
〔事務職〕	237	16.5	36.7	40.9	-	5.5	0.4	
〔販売・サービス・保安職〕	334	15.0	38.9	37.1	-	6.9	2.1	
〔農林漁業職〕	45	13.3	24.4	37.8	-	8.9	15.6	
〔生産・輸送・建設・労務職〕	253	11.5	37.2	37.5	0.8	9.9	3.2	

[参考] 番号制度に対する懸念

	該 当 者 数	国により個人情報が監視、監督されること	個人情報があること	個人情報漏洩することによるプライバシー侵害	「番号」や個人情報不正利用により被害にあうおそれがあること	その他	特 に な い	わ か ら な い
	人	%	%	%	%	%	%	%
平成 23 年 11 月 調査	1,890	13.0	40.5	32.2	0.3	11.0	3.1	

(注) 「社会保障と税の番号制度における個人情報に関することで、あなたが最も不安に思うことは何ですか。この中から 1 つだけお答えください。」と聞いている。

## ア 懸念事項への対応

マイナンバー制度における個人情報の取扱いに関することで、最も不安に思うことについて、「国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること」、「個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあること」、「マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること」、「その他」と答えた者（1,543人）に、不安に思うことに対して、どのような対応が必要だと思うか聞いたところ、「社会保障と税などに関する記録など個人情報を、いつ、誰が、なぜ見たのかを確認できる仕組み」を挙げた者の割合が43.1%、「政府から独立した強い権限を持つ第三者機関による監視」を挙げた者の割合が43.0%、「マイナンバーをいつ、誰が、どのように使うかについて法令による制限」を挙げた者の割合が39.3%、「個人情報を見ることができる人の制限」を挙げた者の割合が38.0%、「不正利用や情報漏えいをした人への罰則の強化」を挙げた者の割合が37.9%、「マイナンバーのみでの本人確認の禁止」を挙げた者の割合が34.7%などの順となっている。（複数回答、上位6項目）

前回の調査結果と比較して見ると、「政府から独立した強い権限を持つ第三者機関による監視」（49.8%→43.0%）、「マイナンバーをいつ、誰が、どのように使うかについて法令による制限」（46.6%→39.3%）、「不正利用や情報漏えいをした人への罰則の強化」（48.1%→37.9%）を挙げた者の割合が低下している。

都市規模別に見ると、「不正利用や情報漏えいをした人への罰則の強化」を挙げた者の割合は中都市で高くなっている。

性別に見ると、「社会保障と税などに関する記録など個人情報を、いつ、誰が、なぜ見たのかを確認できる仕組み」、「マイナンバーをいつ、誰が、どのように使うかについて法令による制限」、「個人情報を見ることができる人の制限」、「マイナンバーのみでの本人確認の禁止」を挙げた者の割合は女性で、「政府から独立した強い権限を持つ第三者機関による監視」を挙げた者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

年齢別に見ると、「社会保障と税などに関する記録など個人情報を、いつ、誰が、なぜ見たのかを確認できる仕組み」を挙げた者の割合は50歳代で、「個人情報を見ることができる人の制限」を挙げた者の割合は20歳代、40歳代で、「不正利用や情報漏えいをした人への罰則の強化」を挙げた者の割合は40歳代で、「マイナンバーのみでの本人確認の禁止」を挙げた者の割合は20歳代、30歳代、50歳代で、それぞれ高くなっている。（図3、表3）

図3 懸念事項への対応

最も不安に思うことについて、「国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること」、「個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあること」、「マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること」、「その他」と答えた者に、複数回答

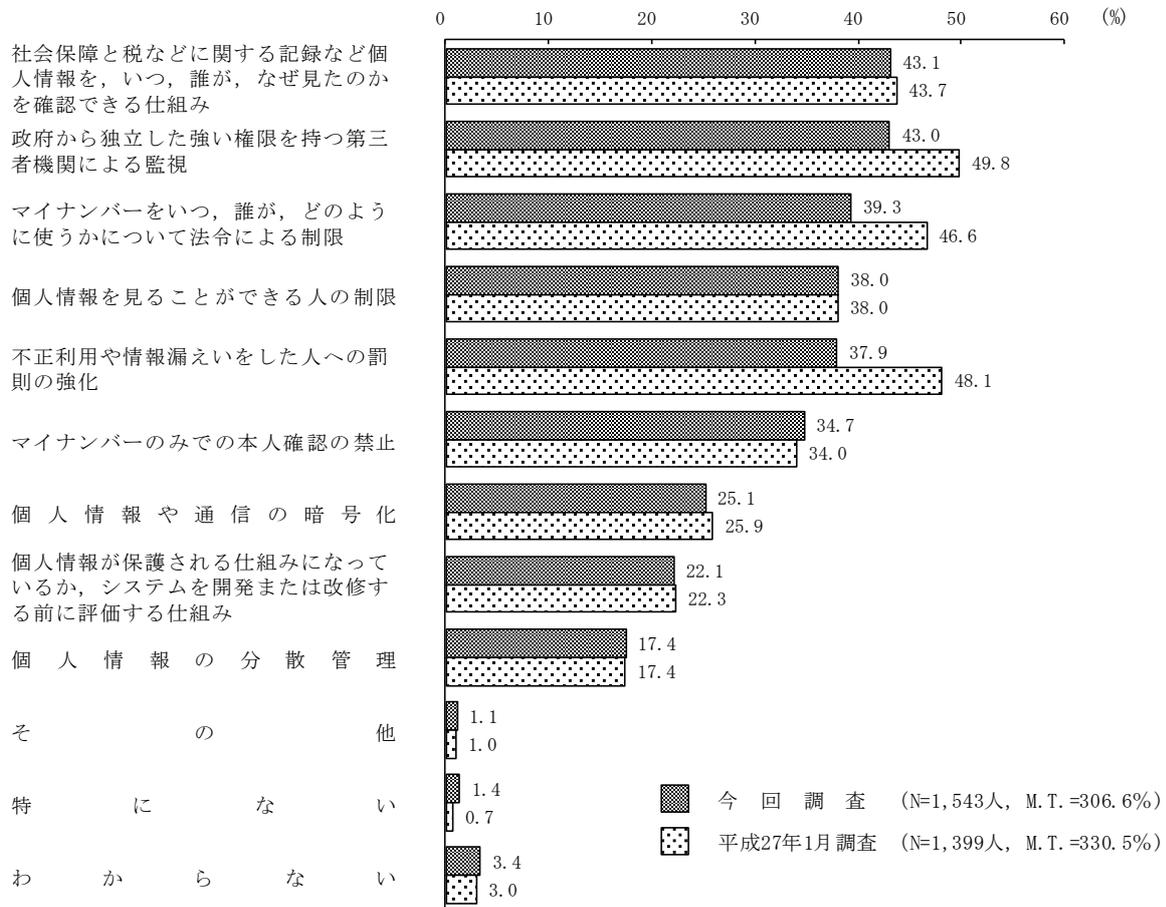


表3 懸念事項への対応

	該 当 者 数	社会 保障 と 税 な ど に 関 す る 記 録 な ど 個 人 情 報 を、 い つ、 誰 が、 な ぜ 見 た の か を 確 認 で き る 仕 組 み	政 府 機 関 か ら 独 立 し た 強 い 権 限 を 持 つ 第 三 者	マ イ ナ ン バ ー を い つ、 誰 が、 ど の よ う に 使 う か に つ い て 法 令 に よ る 制 限	個 人 情 報 を 見 る こ と が で き る 人 の 制 限	不 正 利 用 や 情 報 漏 え い を し た 人 へ の 罰 則 の 強 化	マ イ ナ ン バ ー の み で の 本 人 確 認 の 禁 止
	人	%	%	%	%	%	%
〔総数〕	1,543	43.1	43.0	39.3	38.0	37.9	34.7
〔大都市圏〕	399	40.4	43.4	37.6	39.1	35.3	34.6
〔大東都区〕	80	43.8	57.5	40.0	31.3	40.0	32.5
〔政令指定都市〕	319	39.5	39.8	37.0	41.1	34.2	35.1
〔中核都市〕	631	45.3	46.0	41.0	38.8	40.9	36.0
〔小都市〕	352	46.0	39.8	38.9	38.1	34.7	33.2
〔町村〕	161	34.8	37.9	37.3	32.3	39.8	33.5
〔性別〕							
〔男性〕	738	38.5	45.8	33.7	33.5	40.4	31.2
〔女性〕	805	47.3	40.5	44.3	42.2	35.7	38.0
〔年齢〕							
〔20歳～29歳〕	116	44.0	30.2	35.3	46.6	37.1	50.0
〔30歳～39歳〕	189	41.3	40.7	36.5	42.3	37.6	41.3
〔40歳～49歳〕	325	44.6	46.8	41.5	45.5	44.3	37.8
〔50歳～59歳〕	298	49.7	46.0	40.3	40.6	41.9	39.9
〔60歳～69歳〕	384	43.8	46.9	43.2	31.5	35.4	28.6
〔70歳以上〕	231	32.5	35.9	32.5	27.3	28.6	20.8
〔従業上の地位〕							
〔雇用者〕	839	44.7	43.6	39.5	40.4	39.0	37.3
〔自家営業者〕	125	40.0	46.4	36.0	30.4	34.4	28.0
〔家族従業者〕	50	44.0	44.0	48.0	22.0	40.0	36.0
〔無職〕	529	41.2	41.2	38.9	37.6	36.9	32.1
〔主婦〕	294	47.6	39.5	42.5	42.9	36.1	35.7
〔主夫〕	21	28.6	33.3	33.3	4.8	19.0	14.3
〔その他の無職〕	214	33.6	44.4	34.6	33.6	39.7	29.0
〔職業〕							
〔管理・専門技術・事務職〕	456	46.7	45.0	40.8	36.6	40.1	37.5
〔管理職〕	63	55.6	55.6	41.3	41.3	49.2	34.9
〔専門・技術職〕	170	50.6	41.2	37.1	35.9	40.0	35.3
〔事務職〕	223	41.3	44.8	43.5	35.9	37.7	39.9
〔販売・サービス・保安職〕	304	41.8	43.4	40.5	41.8	33.9	38.2
〔農林漁業職〕	34	41.2	41.2	26.5	20.6	29.4	23.5
〔生産・輸送・建設・労務職〕	220	42.3	43.2	37.3	39.5	42.7	32.3

最も不安に思うことについて、「国により個人情報が一  
元管理され、監視、監督されるおそれがあること」、  
「個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵  
害されるおそれがあること」、「マイナンバーや個人情  
報の不正利用により、被害にあうおそれがあること」、  
「その他」と答えた者に、複数回答

個人情報や通信の暗号化	るる個人 前にか、情報 に評シが保 価スス護さ するテムさ る仕ムを 組を開る み発ま また は 改 修 す て	個人情報の分散管理	その他	特 に な い	わ か ら な い	計 (M. T.)
%	%	%	%	%	%	%
25.1	22.1	17.4	1.1	1.4	3.4	306.6
25.1	21.3	17.5	2.0	1.0	2.5	299.7
26.3	23.8	15.0	1.3	1.3	1.3	313.8
24.8	20.7	18.2	2.2	0.9	2.8	296.2
27.3	24.1	18.4	0.6	1.4	3.0	322.8
24.4	23.0	16.5	0.9	1.4	5.1	302.0
18.6	14.3	15.5	1.2	1.9	3.1	270.2
28.0	24.1	16.8	1.5	1.6	3.3	298.4
22.5	20.2	18.0	0.7	1.1	3.5	314.2
38.8	15.5	14.7	-	1.7	-	313.8
30.7	24.3	17.5	2.6	0.5	1.6	316.9
30.5	25.8	17.8	0.6	0.3	2.2	337.8
31.2	25.5	17.8	0.7	1.3	1.7	336.6
17.4	20.8	18.5	1.0	1.3	4.7	293.2
11.3	16.0	16.0	1.7	3.5	8.2	234.2
28.1	23.6	17.2	1.1	1.1	1.4	316.9
24.8	13.6	17.6	1.6	1.6	8.0	282.4
20.0	24.0	14.0	2.0	-	4.0	298.0
21.0	21.6	18.1	0.9	1.9	5.3	296.8
20.4	22.1	19.7	0.3	2.0	4.8	313.6
4.8	28.6	4.8	4.8	-	4.8	181.0
23.4	20.1	17.3	1.4	1.9	6.1	285.0
32.5	25.9	16.4	1.3	0.4	0.9	324.1
33.3	31.7	22.2	-	-	3.2	368.3
29.4	22.4	15.3	1.8	-	0.6	309.4
34.5	26.9	15.7	1.3	0.9	0.4	322.9
21.4	19.7	18.1	1.3	1.6	2.6	304.3
20.6	17.6	23.5	-	-	8.8	252.9
25.9	19.5	15.9	0.9	1.8	4.1	305.5

〔参考〕 懸念事項への対応

最も不安に思うことについて、「国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること」、「個人情報が漏洩することによる、プライバシー侵害のおそれがあること」、「番号」や個人情報の不正利用により被害にあうおそれがあること、「その他」と答えた者に、複数回答

	該 当 者 数	社 会 保 障 と 税 に 関 す る 記 録 な ど 個 人 情 報 を、 い つ、 誰 が、 な ぜ 見 た の か を 確 認 で き る 仕 組 み	不 正 利 用 や 情 報 漏 洩 を し た 人 へ の 罰 則 の 強 化	個 人 情 報 を 見 る こ と が で き る 人 の 制 限	「 番 号 」 を い つ、 誰 が、 ど の よ う な こ と に 使 う か に つ い て 法 令 に よ る 制 限	政 府 か ら 独 立 し た 強 い 権 限 を 持 つ 第 三 者 機 関 に よ る 監 視	「 番 号 」 の み で の 本 人 確 認 の 禁 止	個 人 情 報 や 通 信 の 暗 号 化	個 人 情 報 が 保 護 さ れ る 仕 組 み に な っ て い る か シ ス テ ム を 開 発 ま た は 改 修 す る 前 に 評 価 す る 仕 組 み	個 人 情 報 の 分 散 管 理	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	計 ( M. T. )	
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成 23 年 11 月 調査	1,623	47.2	46.8	38.1	37.7	37.2	36.5	26.2	19.4	15.5	1.0	2.2	4.0	311.8	

(注) 「不安に思うことに対して、どのような対策が必要だと思いますか。この中からいくつでもお答えください。」と聞いている。

### 3 個人番号カードの認知度

#### (1) 個人番号カードのメリットの認知度

個人番号カードのメリットについて、知っていたことを聞いたところ、「運転免許証やパスポートのように公的な身分証明書として使用できること」を挙げた者の割合が38.5%と最も高く、以下、「マイナンバーの提示が必要な様々な手続きで、個人番号カードがないと複数の書類の提示が求められるが、個人番号カードがあれば1枚で手続きが済むこと」(32.1%)、「印鑑登録証や図書館カード、健康保険証など複数の機能を1枚のカードに持たせることができるようになること」(26.2%)、「コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できること」(22.7%)などの順となっている。なお、「知っていたことはない」と答えた者の割合が41.3%となっている。(複数回答、上位4項目)

都市規模別に見ると、「コンビニなどで住民票，印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できること」を挙げた者の割合は大都市で高くなっている。

性別に見ると、「運転免許証やパスポートのように公的な身分証明書として使用できること」，「マイナンバーの提示が必要な様々な手続きで，個人番号カードがないと複数の書類の提示が求められるが，個人番号カードがあれば1枚で手続きが済むこと」，「印鑑登録証や図書館カード，健康保険証など複数の機能を1枚のカードに持たせることができるようになること」，「コンビニなどで住民票，印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できること」を挙げた者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「運転免許証やパスポートのように公的な身分証明書として使用できること」，「印鑑登録証や図書館カード，健康保険証など複数の機能を1枚のカードに持たせることができるようになること」，「コンビニなどで住民票，印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できること」を挙げた者の割合は60歳代で，「マイナンバーの提示が必要な様々な手続きで，個人番号カードがないと複数の書類の提示が求められるが，個人番号カードがあれば1枚で手続きが済むこと」を挙げた者の割合は50歳代，60歳代で，それぞれ高くなっている。

(図4，表4)

図4 個人番号カードのメリットの認知度

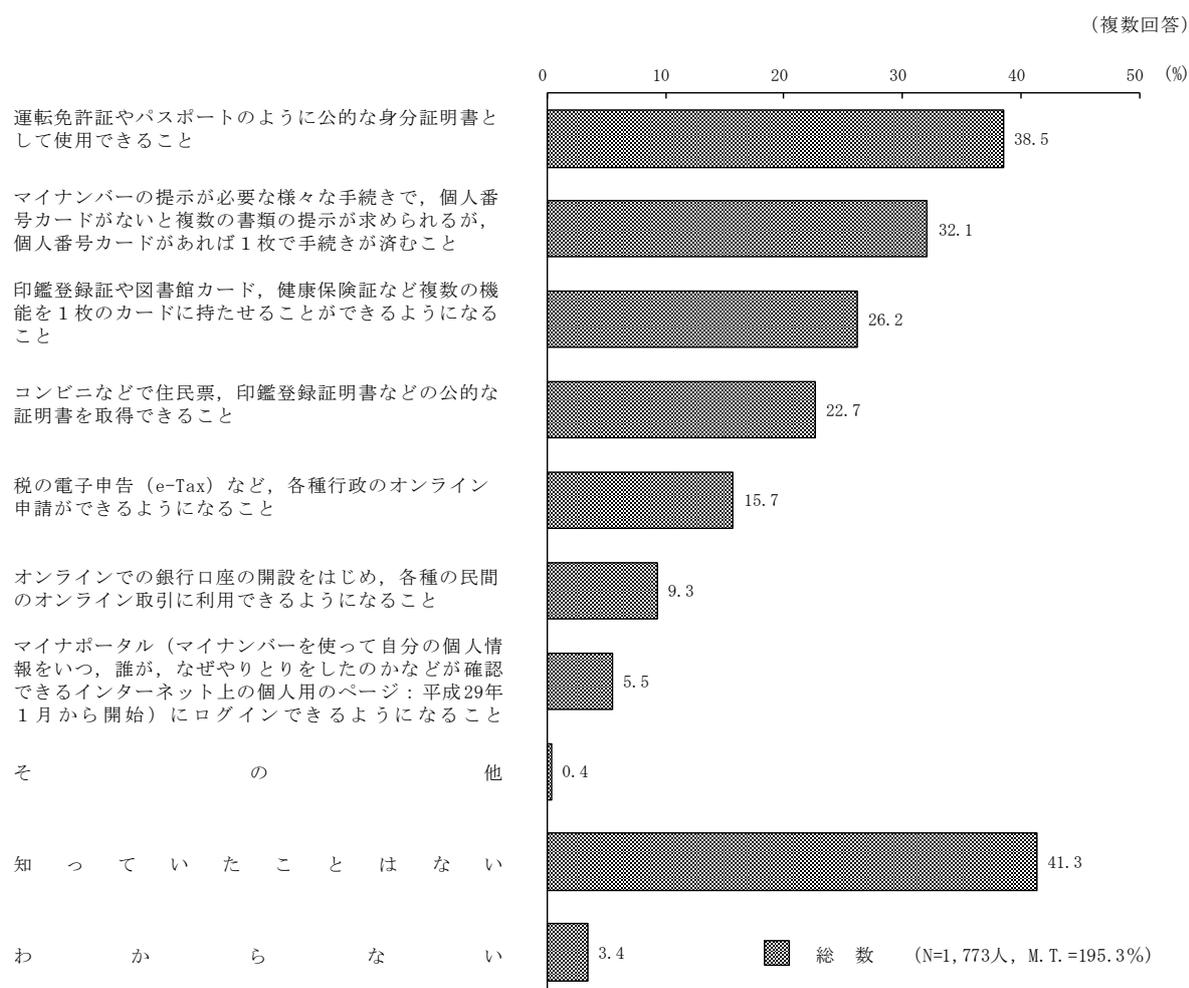


表4 個人番号カードの

	該 当 者 数	運 転 免 許 証 や パ ス ポ ー ト の よ う に 公 的 な	身 分 証 明 書 と し て 使 用 で き る こ と	マイ ナ ン バ ー の 提 示 が 必 要 な 様 々 な 手 続 が あ れ ば 1 枚 で 手 続 き が 済 む こ と	印 鑑 登 録 証 や 図 書 館 カ ー ド 、 健 康 保 険 証 な ど の 複 数 の 機 能 を 1 枚 の カ ー ド に 持 た せ る こ と が で き る よ う に な る こ と	コ ン ビ ニ な ど の 公 的 な 証 明 書 を 取 得 で き る こ と
	人	%	%	%	%	
〔都 市 規 数 模〕	1,773	38.5	32.1	26.2	22.7	
大 都 市 部	455	41.8	34.9	28.4	27.7	
東 京 都 区	96	38.5	32.3	29.2	28.1	
政 令 指 定 都 市	359	42.6	35.7	28.1	27.6	
中 都 市	722	39.8	34.3	28.3	22.4	
小 都 市	412	32.3	27.4	21.1	18.2	
町 村	184	39.7	27.2	24.5	21.2	
〔 性 〕						
男	846	45.3	36.3	32.2	26.1	
女	927	32.4	28.4	20.8	19.5	
〔年 齢〕						
20 ～ 29 歳	129	26.4	16.3	9.3	13.2	
30 ～ 39 歳	204	35.8	24.5	19.1	17.6	
40 ～ 49 歳	352	39.8	30.7	25.3	23.9	
50 ～ 59 歳	322	42.2	37.0	27.3	26.4	
60 ～ 69 歳	434	45.2	40.6	35.7	26.5	
70 歳 以 上	332	31.3	28.9	24.7	19.6	
〔従 業 上 の 地 位〕						
雇 用 者	916	42.4	34.3	25.9	22.7	
自 営 業 主	148	35.8	28.4	27.0	22.3	
家 族 従 業 者	58	29.3	27.6	20.7	20.7	
無 職 婦 夫	651	34.6	30.4	27.0	22.9	
主 夫	354	28.8	25.4	21.5	20.1	
主 婦	24	45.8	25.0	33.3	16.7	
そ の 他 の 無 職	273	41.0	37.4	33.7	27.1	
〔職 業〕						
管 理 ・ 専 門 技 術 ・ 事 務 職	490	46.5	41.0	30.6	24.1	
管 理 職	68	61.8	57.4	44.1	35.3	
専 門 ・ 技 術 職	185	45.9	36.2	30.8	21.6	
事 務 職	237	42.6	40.1	26.6	22.8	
販 売 ・ サ ー ビ ス ・ 保 安 職	334	40.7	31.7	21.6	25.4	
農 林 漁 業 職	45	15.6	24.4	11.1	2.2	
生 産 ・ 輸 送 ・ 建 設 ・ 労 務 職	253	34.4	21.3	24.5	19.4	

メリットの認知度

(複数回答)

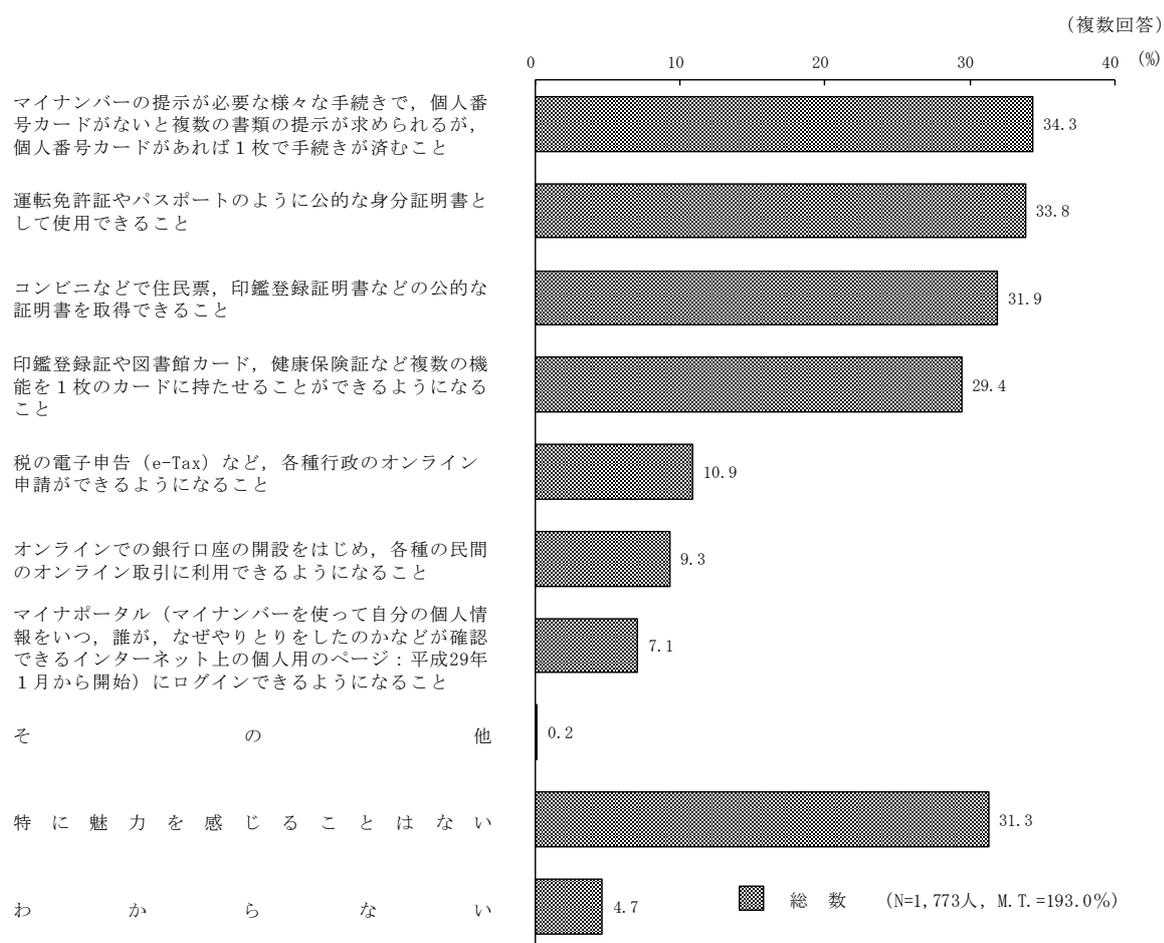
行政の電子申告（e-Tax）など、各種 ること	できるような民間のオンライン取引に利用 できるような民間のオンライン取引に利用	29年1月から開始）にログインできる ようになること	マイナポータル（マイナンバー）を使つて 自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやり とりをしたのかなどが確認できるイン ターネット上の個人用のページ：平成 29年1月から開始）にログインできる ようになること	そ の 他	知 つ て い た こ と は な い	わ か ら な い	計 (M.T.)
%	%	%	%	%	%	%	%
15.7	9.3	5.5	0.4	41.3	3.4	195.3	
19.6	13.4	7.7	0.2	38.7	4.0	216.3	
19.8	13.5	6.3	1.0	39.6	6.3	214.6	
19.5	13.4	8.1	-	38.4	3.3	216.7	
16.1	9.4	6.0	0.7	40.4	2.8	200.1	
11.9	6.3	3.9	0.2	44.9	4.9	171.1	
13.6	5.4	2.2	-	43.5	1.6	178.8	
19.7	12.9	7.8	0.7	36.1	3.0	220.0	
12.1	6.0	3.5	0.1	46.2	3.9	172.8	
6.2	5.4	3.9	-	61.2	2.3	144.2	
15.2	6.4	3.9	0.5	47.1	1.0	171.1	
15.9	8.2	4.8	0.6	40.1	0.9	190.1	
19.6	10.2	5.6	-	37.0	2.5	207.8	
20.0	12.9	7.8	0.2	35.3	3.2	227.4	
10.2	8.1	4.8	0.9	43.7	9.3	181.6	
16.6	8.6	5.0	0.4	38.9	1.5	196.3	
21.6	14.2	5.4	0.7	43.2	4.1	202.7	
12.1	8.6	1.7	-	50.0	5.2	175.9	
13.5	9.2	6.6	0.3	43.6	5.8	194.0	
8.8	6.2	4.8	0.3	49.2	5.6	170.6	
16.7	4.2	-	4.2	33.3	8.3	187.5	
19.4	13.6	9.5	-	37.4	5.9	224.9	
22.4	11.2	6.5	0.4	33.5	0.6	216.9	
32.4	20.6	10.3	1.5	23.5	-	286.8	
21.1	9.2	5.4	0.5	33.5	1.1	205.4	
20.7	10.1	6.3	-	36.3	0.4	205.9	
16.2	7.8	4.2	0.9	42.8	2.1	193.4	
4.4	6.7	-	-	57.8	11.1	133.3	
9.9	8.3	3.6	-	45.8	3.2	170.4	

## (2) 個人番号カードの魅力

個人番号カードのメリットのうち、魅力を感じることは何か聞いたところ、「マイナンバーの提示が必要な様々な手続きで、個人番号カードがないと複数の書類の提示が求められるが、個人番号カードがあれば1枚で手続きが済むこと」を挙げた者の割合が34.3%、「運転免許証やパスポートのように公的な身分証明書として使用できること」を挙げた者の割合が33.8%、「コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できること」を挙げた者の割合が31.9%、「印鑑登録証や図書館カード、健康保険証など複数の機能を1枚のカードに持たせることができるようになること」を挙げた者の割合が29.4%などの順となっている。なお、「特に魅力を感じることはない」と答えた者が31.3%となっている。(複数回答, 上位4項目)

年齢別に見ると、「マイナンバーの提示が必要な様々な手続きで、個人番号カードがないと複数の書類の提示が求められるが、個人番号カードがあれば1枚で手続きが済むこと」を挙げた者の割合は50歳代で、「運転免許証やパスポートのように公的な身分証明書として使用できること」、「印鑑登録証や図書館カード、健康保険証など複数の機能を1枚のカードに持たせることができるようになること」を挙げた者の割合は20歳代で、「コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できること」を挙げた者の割合は20歳代から40歳代で、それぞれ高くなっている。(図5, 表5)

図5 個人番号カードの魅力





カードの魅力

(複数回答)

税の電子申告(e-Tax)など、各種行政のオンライン申請ができるようになること	オンラインでの銀行口座の開設をはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになること	マイナポータル(マイナンバー)を用いた個人情報が確認できるインフラ(個人用ペー ジ:平成29年1月から開始)にログインできること	その他	特に魅力を感じることはない	わからない	計 (M.T.)
%	%	%	%	%	%	%
10.9	9.3	7.1	0.2	31.3	4.7	193.0
14.9	11.0	8.6	-	28.1	2.9	202.9
11.5	10.4	9.4	-	27.1	3.1	196.9
15.9	11.1	8.4	-	28.4	2.8	204.5
10.1	9.7	7.6	-	31.3	5.0	197.2
9.2	8.3	6.3	0.2	32.3	5.6	184.0
7.6	6.0	3.3	1.1	37.0	6.0	172.3
12.6	12.2	8.5	0.2	31.1	4.3	200.0
9.3	6.7	5.8	0.1	31.5	5.1	186.6
8.5	10.1	10.1	-	13.2	2.3	220.2
16.2	13.2	7.8	-	22.5	2.0	205.4
10.8	11.1	9.4	0.3	30.4	2.3	206.5
12.4	9.9	7.8	-	28.6	1.6	200.6
12.0	8.8	7.1	0.2	38.7	3.9	190.6
5.7	4.8	2.4	0.3	37.7	13.9	156.3
12.8	10.8	8.6	0.1	27.7	1.6	203.5
18.2	14.2	6.1	-	31.1	5.4	208.1
3.4	8.6	10.3	-	36.2	10.3	169.0
7.2	6.1	4.9	0.3	35.9	8.3	177.0
6.8	5.4	4.5	-	34.7	7.6	177.1
4.2	4.2	-	-	45.8	4.2	162.5
8.1	7.3	5.9	0.7	36.6	9.5	178.0
16.3	12.4	9.8	-	26.7	1.2	215.5
20.6	8.8	5.9	-	22.1	2.9	225.0
17.8	14.1	8.1	-	26.5	0.5	222.2
13.9	12.2	12.2	-	28.3	1.3	207.6
13.8	9.9	8.4	-	28.4	1.8	202.1
4.4	-	-	-	37.8	17.8	128.9
7.1	12.3	7.1	0.4	30.8	3.6	190.1

(3) 個人番号カードの取得希望

個人番号カードの取得を希望するか聞いたところ、「個人番号カードの取得を希望する」と答えた者の割合が 24.3%、「個人番号カードの取得を希望しない」と答えた者の割合が 25.8%、「現時点では未定」と答えた者の割合が 47.3%となっている。

性別に見ると、「個人番号カードの取得を希望する」と答えた者の割合は男性で、「現時点では未定」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。

年齢別に見ると、「個人番号カードの取得を希望しない」と答えた者の割合は 60 歳代、70 歳以上で、「現時点では未定」と答えた者の割合は 20 歳代から 40 歳代で、それぞれ高くなっている。(図 6、表 6)

図 6 個人番号カードの取得希望

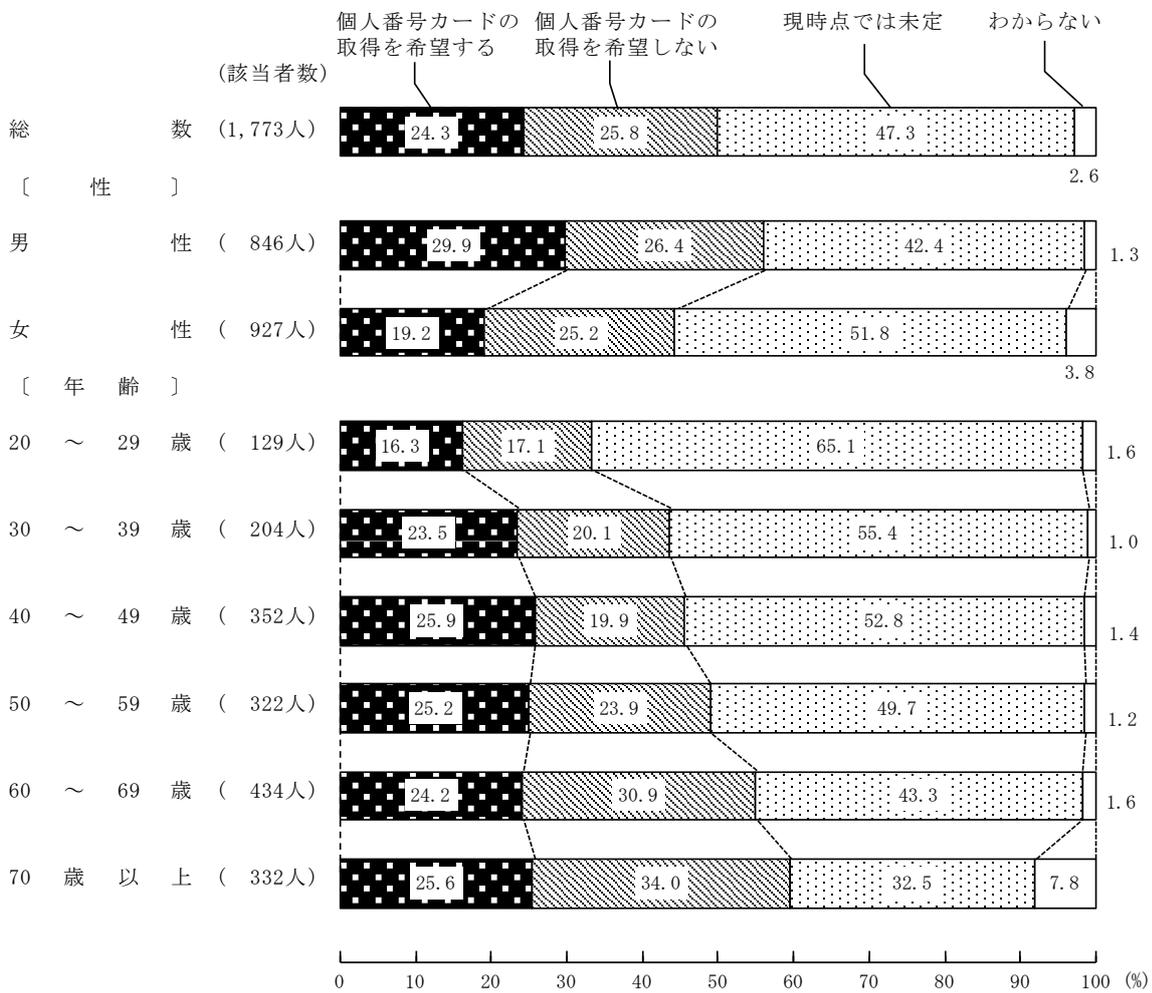


表6 個人番号カードの取得希望

	該 当 者 数	個人 番号 カード の 取得 を 希望 する	個人 番号 カード の 取得 を 希望 しない	現 時 点 で は 未 定	わ か ら な い
	人	%	%	%	%
総 〔都 市 規 数 模〕	1,773	24.3	25.8	47.3	2.6
大 東 京 都 区 市 部 市 市 市 村	455 96 359 722 412 184	25.9 30.2 24.8 23.5 25.5 20.7	24.8 29.2 23.7 26.6 25.0 26.6	47.9 39.6 50.1 47.4 45.4 50.0	1.3 1.0 1.4 2.5 4.1 2.7
〔 性 〕					
男 女	846 927	29.9 19.2	26.4 25.2	42.4 51.8	1.3 3.8
〔 年 齢 〕					
20 ～ 29 歳	129	16.3	17.1	65.1	1.6
30 ～ 39 歳	204	23.5	20.1	55.4	1.0
40 ～ 49 歳	352	25.9	19.9	52.8	1.4
50 ～ 59 歳	322	25.2	23.9	49.7	1.2
60 ～ 69 歳	434	24.2	30.9	43.3	1.6
70 歳 以 上	332	25.6	34.0	32.5	7.8
〔 従 業 上 の 地 位 〕					
雇 用 者	916	25.0	21.7	52.0	1.3
自 営 業 者	148	26.4	29.7	40.5	3.4
家 族 従 業 者	58	15.5	31.0	48.3	5.2
無 職	651	23.7	30.1	42.2	4.0
主 婦	354	18.6	29.9	46.0	5.4
主 夫	24	20.8	37.5	41.7	-
そ の 他 の 無 職	273	30.4	29.7	37.4	2.6
〔 職 業 〕					
管 理 ・ 専 門 技 術 ・ 事 務 職	490	26.3	20.4	52.0	1.2
管 理 職	68	29.4	13.2	54.4	2.9
専 門 ・ 技 術 職	185	27.6	20.0	51.4	1.1
事 務 職	237	24.5	22.8	51.9	0.8
販 売 ・ サ ー ビ ス ・ 保 安 職	334	27.8	21.0	49.1	2.1
農 林 漁 業 職	45	15.6	24.4	51.1	8.9
生 産 ・ 輸 送 ・ 建 設 ・ 労 務 職	253	19.0	31.6	48.2	1.2

#### 4 法人番号の認知度

##### (1) 法人番号の認知度

法人にも1法人1つの番号が指定され、平成27年10月以降、国税庁から、登記上の所在地宛に13桁の法人番号が通知されることを知っていたか聞いたところ、「内容まで知っていた」と答えた者の割合が9.8%、「内容は知らなかったが、法人番号という言葉は聞いたことがある」と答えた者の割合が13.8%、「知らなかった」と答えた者の割合が76.4%となっている。

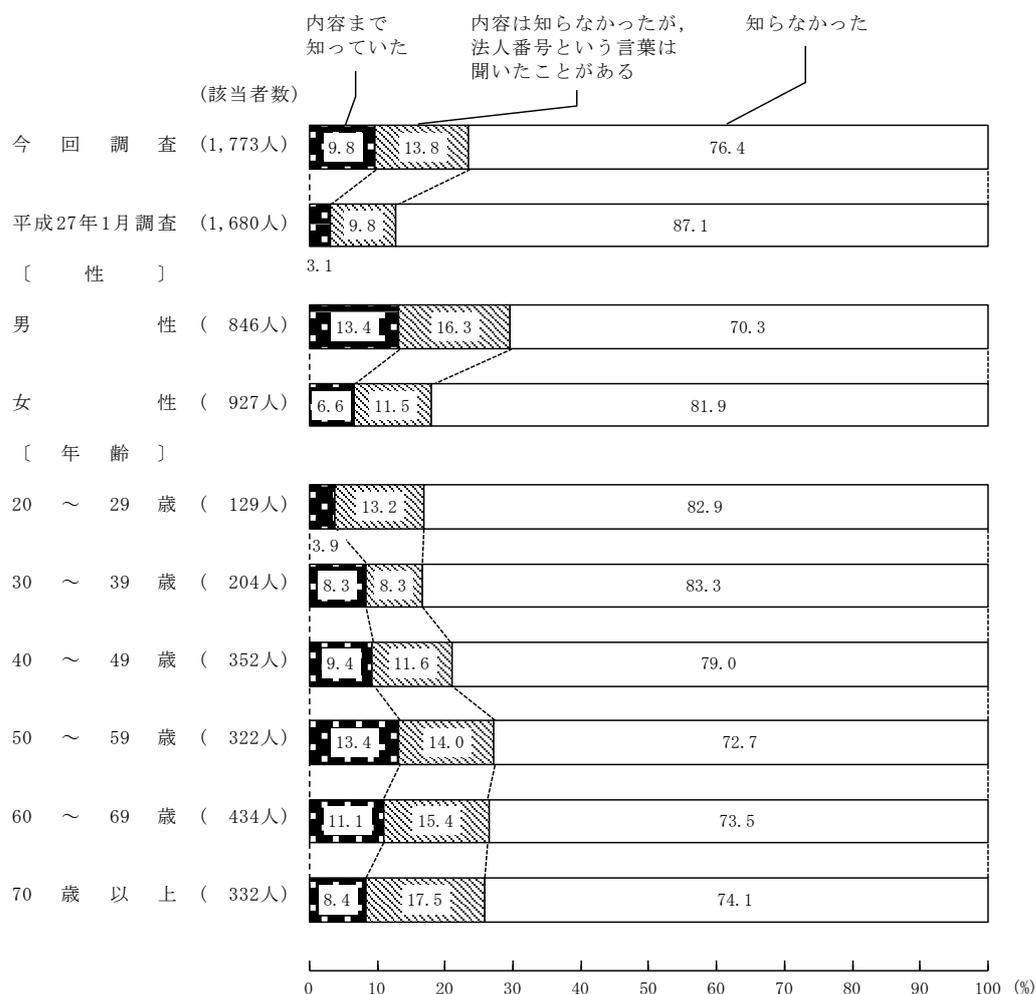
前回の調査結果と比較して見ると、「内容は知らなかったが、法人番号という言葉は聞いたことがある」(9.8%→13.8%)と答えた者の割合が上昇し、「知らなかった」(87.1%→76.4%)と答えた者の割合が低下している。

都市規模別に見ると、「知らなかった」と答えた者の割合は小都市、町村で高くなっている。

性別に見ると、「内容は知らなかったが、法人番号という言葉は聞いたことがある」と答えた者の割合は男性で、「知らなかった」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。

年齢別に見ると、「内容は知らなかったが、法人番号という言葉は聞いたことがある」と答えた者の割合は70歳以上で、「知らなかった」と答えた者の割合は30歳代で、それぞれ高くなっている。(図7、表7)

図7 法人番号の認知度





## 5 マイナンバー制度に対する期待

### (1) マイナンバー制度に対する期待

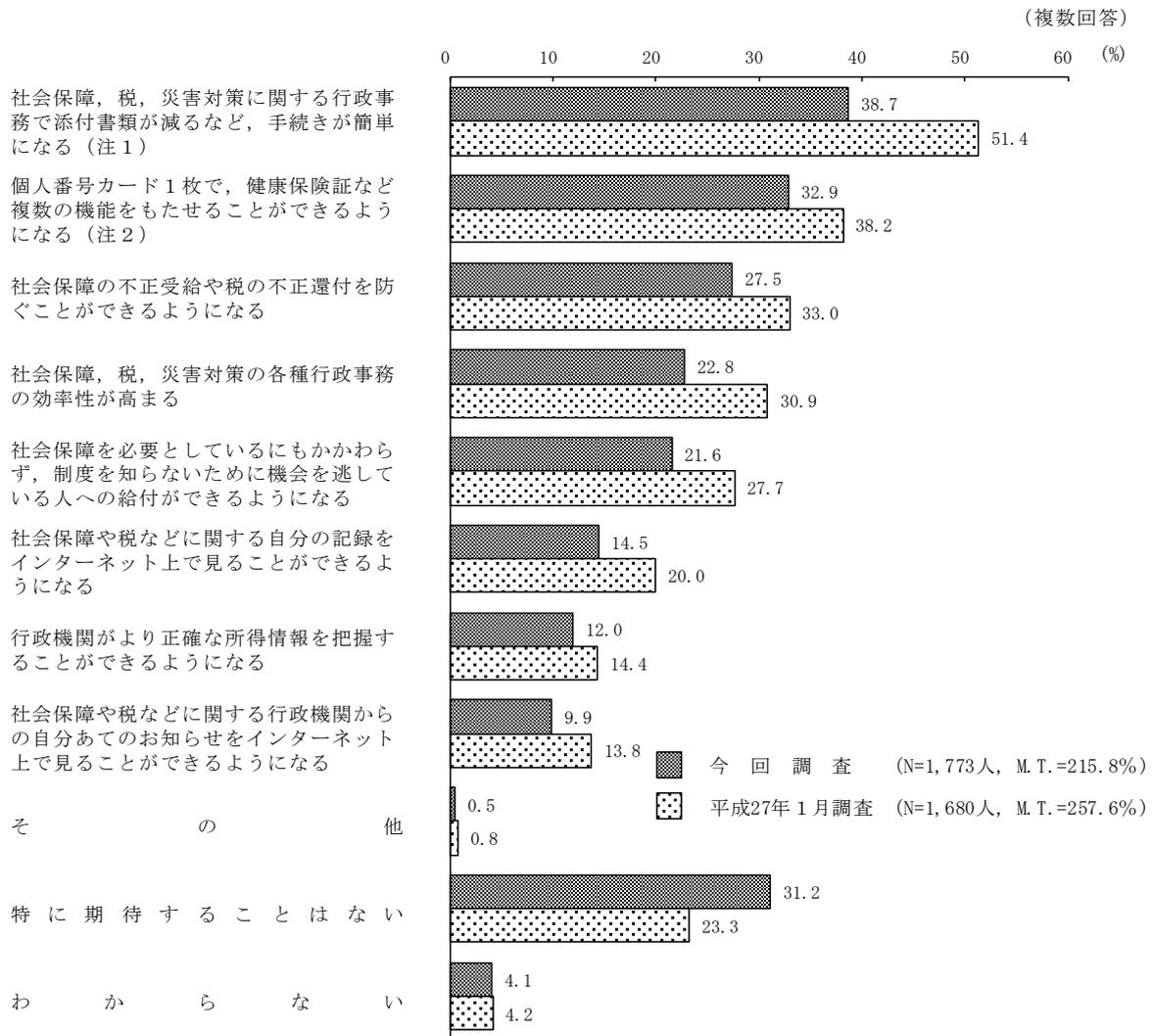
マイナンバー制度について、期待することは何か聞いたところ、「社会保障，税，災害対策に関する行政事務で添付書類が減るなど，手続きが簡単になる」を挙げた者の割合が38.7%と最も高く，以下，「個人番号カード1枚で，健康保険証など複数の機能をもたせることができるようになる」(32.9%)，「社会保障の不正受給や税の不正還付を防ぐことができるようになる」(27.5%)，「社会保障，税，災害対策の各種行政事務の効率性が高まる」(22.8%)，「社会保障を必要としているにもかかわらず，制度を知らないために機会を逃している人への給付ができるようになる」(21.6%)などの順となっている。なお，「特に期待することはない」と答えた者の割合が31.2%となっている。(複数回答，上位5項目)

前回の調査結果と比較して見ると，「社会保障，税，災害対策に関する行政事務で添付書類が減るなど，手続きが簡単になる」(51.4%→38.7%)，「個人番号カード1枚で，健康保険証など複数の機能をもたせることができるようになる」(38.2%→32.9%)，「社会保障の不正受給や税の不正還付を防ぐことができるようになる」(33.0%→27.5%)，「社会保障，税，災害対策の各種行政事務の効率性が高まる」(30.9%→22.8%)，「社会保障を必要としているにもかかわらず，制度を知らないために機会を逃している人への給付ができるようになる」(27.7%→21.6%)を挙げた者の割合が低下している。

都市規模別に見ると，「社会保障の不正受給や税の不正還付を防ぐことができるようになる」，「社会保障，税，災害対策の各種行政事務の効率性が高まる」，「社会保障を必要としているにもかかわらず，制度を知らないために機会を逃している人への給付ができるようになる」を挙げた者の割合は大都市で高くなっている。

性別に見ると，「社会保障の不正受給や税の不正還付を防ぐことができるようになる」，「社会保障，税，災害対策の各種行政事務の効率性が高まる」を挙げた者の割合は男性で高くなっている。(図8，表8)

図8 マイナンバー制度に対する期待



(注1) 平成27年1月調査では, 「社会保障, 税, 災害対策に関する行政機関の手続きが簡単になる」となっている。

(注2) 平成27年1月調査では, 「個人番号カード1枚で, 年金手帳や健康保険証など複数の機能をもたせることができるようになる」となっている。



制度に対する期待

(複数回答)

インターネット上で見る自分の記録を インターネット上で見ることができ るようになる	行政機関がより正確な所得情報を把握す ることができるようになる	社会保障や税などに関する行政機関から の自分あてのお知らせをインターネット 上で見ることができるようになる	そ の 他	特 に 期 待 す る こ と は な い	わ か ら な い	計 (M. T.)
%	%	%	%	%	%	%
14.5	12.0	9.9	0.5	31.2	4.1	215.8
18.2	15.6	11.9	0.9	28.4	2.9	242.6
13.5	11.5	11.5	-	31.3	2.1	235.4
19.5	16.7	12.0	1.1	27.6	3.1	244.6
15.0	11.9	10.7	0.4	31.4	3.3	218.3
10.9	10.4	7.8	0.2	31.3	6.6	194.7
11.4	7.1	7.1	0.5	37.0	4.9	187.5
17.7	13.7	11.8	0.8	29.4	3.7	230.7
11.5	10.5	8.2	0.2	32.8	4.5	202.3
29.5	17.8	20.9	-	21.7	2.3	259.7
17.2	13.2	11.3	0.5	24.0	2.5	221.1
17.0	11.1	11.6	-	27.3	2.0	235.2
14.6	11.2	10.9	0.6	27.3	1.9	230.1
11.3	11.8	8.1	0.5	37.1	4.6	204.6
8.4	11.1	4.5	1.2	39.5	9.6	175.9
16.8	13.1	11.8	0.2	28.9	1.9	230.2
13.5	11.5	6.8	1.4	36.5	7.4	201.4
8.6	6.9	8.6	-	29.3	8.6	191.4
12.0	11.1	8.1	0.8	33.3	6.1	201.1
9.9	7.3	6.5	0.3	35.0	5.6	187.6
16.7	16.7	8.3	4.2	29.2	4.2	204.2
14.3	15.4	10.3	1.1	31.5	7.0	218.3
18.6	14.5	14.1	-	26.7	1.6	242.7
25.0	13.2	14.7	-	27.9	1.5	254.4
17.3	15.7	14.1	-	25.9	1.6	249.7
17.7	13.9	13.9	-	27.0	1.7	233.8
17.1	12.6	9.0	0.3	29.3	2.4	223.7
8.9	6.7	6.7	2.2	44.4	15.6	146.7
10.7	9.9	8.3	0.8	34.4	4.0	204.0

[参考] 番号制度に対する期待

(複数回答)

	該 当 者 数	社会 保障 と 税 に 関 する 行 政 機 関 の 手 続 き が 簡 単 に な る	社会 保障 の 不正 受 給 や 税 の 不正 還 付 を 防 ぐ こ と が で き る よ う に な る	社会 保障 を 知 ら な い た め に 機 会 を 逃 し て い る 人 へ の 給 付 が で き る よ う に な る	IC カ ー ド 一 枚 で 、 年 金 手 帳 や 健 康 保 険 証 な ど 複 数 の 機 能 を 持 た せ る こ と が で き る よ う に な る	社会 保障 と 税 の 各 種 行 政 事 務 の 効 率 性 が 高 ま る	社会 保障 と 税 に 関 する 自 分 の 記 録 を イ ン タ ー ネ ッ ト 上 で 見 る こ と が で き る よ う に な る	行 政 機 関 が よ り 正 確 な 所 得 情 報 を 把 握 す る こ と が で き る よ う に な る	分 あ て の お 知 ら せ を イ ン タ ー ネ ッ ト 上 で 見 る こ と が で き る よ う に な る	社会 保障 と 税 に 関 する 行 政 機 関 か ら の 自 分 の お 知 ら せ を イ ン タ ー ネ ッ ト 上 で 見 る こ と が で き る よ う に な る	そ の 他	特 に 期 待 す る こ と は な い	わ か ら な い	計 (M.T.)	
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成 23 年 11 月 調査	1,890	44.8	35.0	32.9	31.6	27.4	20.7	17.0	15.6	0.2	24.0	3.7	252.8		

(注) 「社会保障と税の番号制度について、あなたが期待することは何ですか。この中からいくつでもお答えください。」と聞いている。

# マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査

平成27年7月

調査時期：平成27年7月23日から平成27年8月2日  
調査対象：全国20歳以上の日本国籍を有する者3,000人  
有効回収数（率）：1,773人（59.1%）

話は変わりますが、次に時事問題として、「マイナンバー（社会保障・税番号）制度」に関してお聞きします。

【資料1】を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。）

## 【資料1】

マイナンバー（社会保障・税番号）制度とは、住民票を有するすべての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

本年10月以降、市区町村から、住民票の住所宛に12桁のマイナンバーが通知され、平成28年1月以降、年金、医療保険や税の手続きなどで使用が開始され、行政機関や医療保険者、勤務先などに提供することになります。

平成29年1月から国の機関、平成29年7月から地方公共団体間の情報連携が始まると、申請時の添付書類の省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

個人情報の取扱いに対する懸念には、法令による利用などの制限に加え、個人情報は一元管理せず、システムへのアクセスも制限し、第三者機関による監視・監督を行うなど、制度面・システム面で個人情報保護措置を講じます。

## 1. マイナンバー制度の認知度

Q1 【回答票1】あなたは、マイナンバー制度について、知っていましたか。この中から1つだけお答えください。

- (43.5) (ア) 内容まで知っていた
- (46.8) (イ) 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある
- (9.8) (ウ) 知らなかった

## 2. マイナンバー制度に対する懸念

Q2 【回答票2】 マイナンバー制度における個人情報の取扱いに関する事で、あなたが最も不安に思うことは何ですか。この中から1つだけお答えください。

- (14.4) (ア) 国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること
  - (34.5) (イ) 個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあること
  - (38.0) (ウ) マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること
  - (0.2) その他 ( )
  - (9.1) (エ) 特にない
  - (3.9) わからない
- (Q3へ)

(Q2で「(ア) 国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること」, 「(イ) 個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあること」, 「(ウ) マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること」, 「その他」と答えた方に)

SQ 【回答票3】 不安に思うことに対して、どのような対応が必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M.A.)

(N=1,543)

- (43.0) (ア) 政府から独立した強い権限を持つ第三者機関による監視
- (37.9) (イ) 不正利用や情報漏えいをした人への罰則の強化
- (39.3) (ウ) マイナンバーをいつ、誰が、どのように使うかについて法令による制限
- (34.7) (エ) マイナンバーのみでの本人確認の禁止
- (22.1) (オ) 個人情報が保護される仕組みになっているか、システムを開発または改修する前に評価する仕組み
- (17.4) (カ) 個人情報の分散管理
- (38.0) (キ) 個人情報を見ることができる人の制限
- (25.1) (ク) 個人情報や通信の暗号化
- (43.1) (ケ) 社会保障と税などに関する記録など個人情報を、いつ、誰が、なぜ見たのかを確認できる仕組み
- (1.1) その他 ( )
- (1.4) 特にない
- (3.4) わからない

(M.T.=306.6)

### 3. 個人番号カードの認知度

(全員の方に)

(【資料2】を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。)

#### 【資料2】

個人番号カードは、本人の申請により平成28年1月以降、無料で交付されるカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載され、本人の写が表示されるため、本人確認のための身分証明書として利用できます。さらに、カードのICチップを活用することにより、お住いの市町村の図書館利用証や印鑑登録証など各地方公共団体が条例で定めるサービスなどにも使用できます。

また、個人番号カードは、以下のとおりセキュリティ対策が講じられており、安心・安全にご利用いただけます。

- ・カードのICチップ内には、地方税関係情報や年金給付関係情報など、プライバシー性の高い個人情報本体は記録されません。
- ・ICチップを利用したサービスには、マイナンバーを利用しません。個人番号カードを紛失したとしても、ICチップの中の情報を盗み取ることはできず、また、マイナンバーや個人番号カードで、いもづる式に情報が漏えいすることはありません。
- ・紛失時の対応として、24時間365日体制のコールセンターを設置し、紛失時にはカード機能の一時停止の処置により電子証明書などを使用できないようになるとともに、その旨が全市町村に共有される体制がとられています。

Q3 【回答票4】あなたは、個人番号カードの次のようなメリットを知っていましたか。この中から知っていたことをすべてあげてください。(M. A.)

- (32.1) (ア) マイナンバーの提示が必要な様々な手続きで、個人番号カードがないと複数の書類の提示が求められるが、個人番号カードがあれば1枚で手続きが済むこと
- (38.5) (イ) 運転免許証やパスポートのように公的な身分証明書として使用できること
- (26.2) (ウ) 印鑑登録証や図書館カード、健康保険証など複数の機能を1枚のカードに持たせることができるようになること
- (15.7) (エ) 税の電子申告 <sup>イータックス</sup>(e-Tax) など、各種行政のオンライン申請ができるようになること
- (9.3) (オ) オンラインでの銀行口座の開設をはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになること
- (22.7) (カ) コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できること
- (5.5) (キ) マイナポータル(マイナンバーを使って自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりをしたのかなどが確認できるインターネット上の個人用のページ：平成29年1月から開始)にログインできるようになること
- (0.4) その他 ( )
- (41.3) (ク) 知っていたことはない
- (3.4) わからない

(M. T. =195.3)

Q 4 〔回答票 5〕 個人番号カードのメリットのうち、あなたが魅力を感じることは何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (34.3) (ア) マイナンバーの提示が必要な様々な手続きで、個人番号カードがないと複数の書類の提示が求められるが、個人番号カードがあれば1枚で手続きが済むこと
- (33.8) (イ) 運転免許証やパスポートのように公的な身分証明書として使用できること
- (29.4) (ウ) 印鑑登録証や図書館カード、健康保険証など複数の機能を1枚のカードに持たせることができるようになること
- (10.9) (エ) 税の電子申告<sup>イータックス</sup> (e-Tax) など、各種行政のオンライン申請ができるようになること
- (9.3) (オ) オンラインでの銀行口座の開設をはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになること
- (31.9) (カ) コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できること
- (7.1) (キ) マイナポータル (マイナンバーを使って自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりをしたのかなどが確認できるインターネット上の個人用のページ：平成 29 年 1 月から開始) にログインできるようになること
- (0.2) その他 ( )
- (31.3) (ク) 特に魅力を感じることはない
- (4.7) わからない

(M. T. =193.0)

---

Q 5 〔回答票 6〕 あなたは、個人番号カードの取得を希望しますか。この中から1つだけお答えください。

- (24.3) (ア) 個人番号カードの取得を希望する
- (25.8) (イ) 個人番号カードの取得を希望しない
- (47.3) (ウ) 現時点では未定
- (2.6) わからない

#### 4. 法人番号の認知度

Q 6 【回答票 7】 法人にも 1 法人 1 つの番号が指定され、平成 27 年 10 月以降、国税庁から、登記上の所在地宛に 13 桁の法人番号が通知されます。法人番号は広く公表され、個人番号と異なり、官民間問わず、自由に利用できます。法人番号が指定・通知されることを知っていましたか。この中から 1 つだけお答えください。

- ( 9.8) (ア) 内容まで知っていた
- (13.8) (イ) 内容は知らなかったが、法人番号という言葉は聞いたことがある
- (76.4) (ウ) 知らなかった

---

#### 5. マイナンバー制度に対する期待

Q 7 【回答票 8】 マイナンバー制度について、あなたが期待することは何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (38.7) (ア) 社会保障、税、災害対策に関する行政事務で添付書類が減るなど、手続きが簡単になる
- (22.8) (イ) 社会保障、税、災害対策の各種行政事務の効率性が高まる
- (27.5) (ウ) 社会保障の不正受給や税の不正還付を防ぐことができるようになる
- (12.0) (エ) 行政機関がより正確な所得情報を把握することができるようになる
- (21.6) (オ) 社会保障を必要としているにもかかわらず、制度を知らないために機会を逃している人への給付ができるようになる
- (14.5) (カ) 社会保障や税などに関する自分の記録をインターネット上で見ることができるようになる
- ( 9.9) (キ) 社会保障や税などに関する行政機関からの自分あてのお知らせをインターネット上で見ることができるようになる
- (32.9) (ク) 個人番号カード 1 枚で、健康保険証など複数の機能をもたせることができるようになる
- ( 0.5) その他 ( )
- (31.2) (ケ) 特に期待することはない
- ( 4.1) わからない

(M. T. =215.8)